

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社フソウ	香川県高松市郷東町792-8	

2. 指名停止措置期間 令和5年6月1日 ~ 令和5年6月30日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

（株）フソウの取締役らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。

なお、公訴時効(3年)が成立している。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第9号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)